

「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 26 年 3 月策定）の改定について【主な改定事項】

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 26 年 3 月策定）	
	現 行	改定案
<p>国の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの定義の解釈の明確化 <p>委員提案</p> <ul style="list-style-type: none"> まわりの生徒からいじめの訴えがあることは大事。これはクラスづくりの基本 校内においても相談できる体制づくりが大切 いじめの子の背景を考えた支援が必要 	<p>一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向</p> <p>2 いじめとは</p> <p>(1) いじめの認知(P.2)</p> <p>そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要<u>です</u>。</p> <p>(3) いじめの背景(P.3)</p> <p>いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因により<u>ストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります</u>。</p>	<p>一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向</p> <p>2 いじめとは</p> <p>(1) いじめの認知(P.2)</p> <p>そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要<u>。</u></p> <p><u>また、いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢が必要。</u></p> <p>(3) いじめの背景(P.3)</p> <p>いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因により<u>過度なストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります</u>ことから、いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要である<u>。</u></p>
<p>本県の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめをより広く認知する必要 	<p>3 いじめ防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめを未然に防ぐために(P.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする<u>機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する</u>。 	<p>3 いじめ防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめを未然に防ぐために(P.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒間のささいなトラブル（日常的衝突）は人間関係づくりをする<u>機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する</u>。
<p>長野県いじめ防止対策推進条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例制定 	<p>二 いじめの防止等のための対策</p> <p>1 県の取組</p> <p>(1) いじめ問題対策連絡協議会（仮称）(P.5)</p> <p>その構成員には、学校や県・市町村の教育関係者のみならず、児童福祉や人権に関する機関の関係者、法律や医療、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者、保護者や民間団体の代表の参画を図るとともに、県の私立学校を所管する部局や子どもの福</p>	<p>二 いじめの防止等のための対策</p> <p>1 県の取組</p> <p>(1) いじめ問題対策連絡協議会(P.5)</p> <p>その構成員は、条例第 11 条に基づき、学校、長野県教育委員会及び市町村の教育委員会、長野県中央児童相談所、長野県地方務局、長野県警察本部その他の関係者とする<u>。</u></p>

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
<p>本県の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい等に起因するいじめ問題への対応が必要 ・児童生徒自身がインターネット利用に関して問題を感じており、自主的なルール作り等の取り組みが中学校・高校を中心に広がりつつある ・いじめをきめ細かに認知する必要 ・「SOS の出し方に関する教育」の推進 	<p>祉、青少年の健全育成を担当する部局の関係者、警察関係者等が加わります。</p> <p>「いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」では次のような事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握。</u> ○ <u>関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解。</u> ○ <u>県や学校がいじめ防止等の取組の提言や評価。</u> ○ <u>新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方。</u> <p>(2) <u>未然防止の取組</u> (P. 5)</p> <p>ア <u>早期発見・早期対応の取組への支援・助言</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動等の充実や、児童生徒のいじめ防止等のための<u>自主的活動</u>に対する支援の充実を促す。 <p>(3) <u>早期発見の取組</u> (P. 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるいじめを含む生徒指導上の諸問題の状況の日常的、定期的な把握。 	<p>「いじめ問題対策連絡協議会」では次のような事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項。</u> ○ <u>いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項。</u> ○ <u>その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項。</u> <p>(2) <u>未然防止の取組</u> (P. 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>道徳教育の教科化に至る経緯を踏まえたいじめ防止教育を徹底。</u> ・<u>「多様な発達特性で構成される集団」をマネジメントする指導力の育成と、実践的に学ぶ研修体制の構築。</u> ・人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動等の充実や、「いじめ防止子どもサミット NAGANO」「高校生 ICT カンファレンス長野大会」の開催等、児童生徒のいじめ防止等のための<u>主体的活動</u>に対する支援を充実。 <p>(3) <u>早期発見の取組</u> (P. 6)</p> <p>ア <u>早期発見・早期対応の取組への支援・助言</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>きめ細かないじめの認知の取組への指導。</u> ○ <u>学校管理職研修において、いじめの定義の共通理解及び認知に当たっての留意点等を全ての学校に周知徹底</u> ○ <u>「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)」において、いじめの認知が 0 件の学校に対する状況の聞き取り</u> ・学校におけるいじめを含む生徒指導上の諸問題の状況の日常的、定期的な把握及び、教育相談体制、生徒指導体制への支援・助言。 ・<u>学校において、児童生徒自らが SOS を発信することができるようになるために、「SOS の出し方に関する教育」を推進。また、講師を育成するために、教職員や学校関係者に対する研修を実施。</u>

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 等の活用による相談体制の整備 ・ 事案の集積とその分析に基づいた支援 ・ 学警連絡制度の活用 ・ 「インターネット適正利用」に向けた予防的な取組を更に推進 ・ 「地方いじめ防止のための基本的な方針」を策定していない市町村が多い 	<p>イ 相談体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話等でいじめの通報・相談を受け付ける学校外の窓口の整備とその周知。 <p>(4) いじめへの対応 (P. 6)</p> <p>ア 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校へのいじめ事案の報告の指示。<u>当該報告に係る事案についての必要な調査。</u> ・ <u>いじめ事案に係る学校の対応への指導・助言。</u> ・ <u>インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備の促進。</u> <p>イ いじめ問題への対応のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題への対応のために、弁護士や医師、心理や福祉の専門的な知識を有する者等<u>多様な人材を活用できる体制の整備。</u> <p>(5) その他 (P. 6)</p>	<p>イ 相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども支援センター」「学校生活相談センター」によるいじめの通報・相談を受け付ける学校外の窓口の<u>運営とその周知を徹底。</u> ・ <u>LINE 等 SNS の活用により、いじめで悩んでいる児童生徒や家庭が孤立することなく、相談することができる仕組みの検討。</u> <p>(4) いじめへの対応 (P. 6)</p> <p>ア 学校におけるいじめの把握と適切な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校へのいじめ事案の報告の指示と<u>事案の集積を通じた分析。</u> ・ <u>分析に基づいた知見の共有化及び指導・助言による再発防止。</u> <p>《イメージ図（事案の報告・集積・分析および指導・助言）》</p> <p>イ いじめ問題への対応のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題への対応のために、弁護士や医師、心理や福祉の専門的な知識を有する者等、<u>外部有識者を活用し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行う体制の整備。</u> ・ 「長野県教育委員会と長野県警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書（平成 27 年 8 月 4 日調印）」に基づいた「<u>長野県児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度</u>」の適切な活用。 <p>ウ ネットいじめへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>インターネットを通じて行われるいじめに関する事案を未然に防止するための定期的なアンケート調査等の実施による実態把握と、起きた事案に対処する体制の整備。</u> ・ <u>官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会において、研修会の開催や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進。</u> <p>(5) その他 (P. 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特段の理由がある場合を除き、すべての市町村がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための地方いじめ防止基本方針を定めるよう指導・助言。</u>

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
<p>国の改定</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」の見直し</p>	<p>3 学校の取組</p> <p>(1) <u>学校いじめ防止基本方針の策定</u> (P. 7)</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進めます。</p> <p>また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにします。</p> <p>なお、学校がいじめ防止等の取組を円滑に進めるためには、策定や見直しにあたって、保護者や地域の方の参画を図ったり、児童生徒の意見を取り入れたりすることが有効です。</p>	<p>3 学校の取組</p> <p>(1) <u>学校いじめ防止基本方針</u> (P. 8)</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」は、<u>全職員がその内容について共通理解するとともに、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。</u></p> <p>また、<u>学校の実情に応じて適時見直しをする。なお、その際には、児童生徒や保護者、地域からの意見を取り入れるよう工夫することが望ましい。</u></p>
<p>委員提案</p> <p>・スクールカウンセラーが生徒指導会議等に積極的に参加することで、加害・被害になってしまうような生徒に対し、もっと早い段階からかかわることができる</p>	<p>(2) <u>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置</u> (P. 8)</p> <p style="text-align: center;">≪イメージ図 (例)≫</p> <p>(3) <u>未然防止の取組</u> (P. 8)</p> <p>ア いじめの起きにくい学校、学級づくり</p> <p>(ア) <u>日々の授業の充実</u> (P. 8)</p> <p>・<u>三観点 (ねらい・めりはり・見とどけ) を大切に「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。</u></p> <p>(エ) <u>職員の研修</u> (P. 9)</p> <p>・教師自身が人権感覚を大切に<u>した教育活動を展開。</u></p>	<p>(2) <u>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置</u> (P. 8)</p> <p>○ <u>必要に応じて、学級担任・部活動顧問等の参加や、外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)の助言。</u></p> <p style="text-align: center;">≪イメージ図 (例)≫削除</p> <p>(3) <u>未然防止の取組</u> (P. 8)</p> <p>ア いじめの起きにくい学校、学級づくり</p> <p>(ア) <u>日々の授業の充実</u></p> <p>・「<u>主体的・対話的で深い学び</u>」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着。</p> <p>(エ) <u>職員の研修</u> (P. 9)</p> <p>・教師自身が人権感覚を大切に<u>した教育活動を展開。なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施する。</u></p> <p>① <u>発達障がいを含む障がいのある児童生徒</u></p> <p>② <u>海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の</u></p>
<p>国の改定</p> <p>・新学習指導要領に沿った授業改善</p> <p>・学校として特に配慮が必要な児童生徒についての適切な支援と組織的指導を明記</p>		
<p>委員提案</p> <p>・発達障がいや性同一性障がいを含む研修などでスクールカウンセラーが役に立てることがあると思う。スクールカウンセラーの</p>		

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
役割や求めるものをどんどん示していただきたい 本県の現状 ・アンケート調査などの学校の取組による発見の割合が低い 国の改定 ・教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記	(4) 早期発見の取組 (P. 9) イ 相談体制の充実 (P. 10) ・児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や校外相談窓口の周知。 ウ アンケートやチェックリストの活用 ・無記名式など回答方法に配慮したアンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。 (5) いじめへの対応 (P. 10) いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をします。そのため、自校の「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解しておく必要があります。	保護者を持つなどの外国につながる児童生徒 ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒 ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒 (4) 早期発見の取組 (P. 9) イ 相談体制の充実 (P. 10) ・児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫、 <u>「子ども支援センター」</u> 、「 <u>学校生活相談センター</u> 」、「 <u>チャイルドライン</u> 」、「 <u>SNS を活用した相談</u> 」等校外相談窓口の周知。 ウ アンケートやチェックリストの活用 ・アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施 <u>(例)「学校生活アンケート」「5 分間ショート面接」の活用</u> エ 「SOS の出し方に関する教育」の推進 <u>自殺予防対策と連動し、児童生徒自らが SOS を発信することができるように、全小中学校で特別授業を実施する。</u> (ア)ねらい ・ <u>児童生徒が命の大切さを実感する。</u> ・ <u>困難やストレスへの対処方法を身につける。</u> ・ <u>困ったときに、大人や相談機関に相談することができる。</u> ・ <u>友人など周囲の児童生徒の変化に気づき、適切な行動がとれる。</u> (イ)実施の方向性 ・ <u>教材やガイドラインの作成並びに教職員をはじめとした学校関係者への理解促進。</u> ・ <u>教職員だけでなく、地区担当の保健師やスクールカウンセラーなどによる実施も検討。</u> (5) いじめへの対応 (P. 10) いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。 <u>すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、法第 23 条第 1 項の規定に違</u>

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
<p>委員提案</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの子の背景を考えた支援が必要 <p>国の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの「解消」の定義を詳細に規定 <p>本県の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の自主的な活動を推進 <p>国の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評価において、取組状況を評価項目に位置付けることを規定 	<p>○ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続(いじめてしまった背景に<u>理解を示しながらも毅然とした指導</u>)、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等。</p> <p>(6) ネット上のいじめへの対応(P.10)</p> <p>(7) その他(P.11)</p> <p>イ 学校評価や教員評価の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。 	<p><u>反し得ることになる。そのため、自校の「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく必要がある。</u></p> <p>○ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続(いじめてしまった背景に<u>十分留意した適切な指導</u>)、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等。</p> <p><u>また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。</u></p> <p><u>① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること</u></p> <p><u>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</u></p> <p>(6) ネット上のいじめへの対応(P.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。</u> <p>(7) その他(P.11)</p> <p>イ 学校評価や教員評価の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。各学校は評価結果を踏まえ、PDCA サイクルで取組の改善を図る。
<p>委員提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者自身もインターネット利用についての学びが必要 <p>本県の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの育ちを切れ目なく見守る体制が必要 	<p>4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組</p> <p>(1) 保護者の役割(P.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣の確立や、情報器機の使用の<u>ルールの策定</u>など、家庭におけるルールづくりに努める。 <p>(3) 関係機関・関係団体との連携(P.12)</p>	<p>4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組</p> <p>(1) 保護者の役割(P.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣の確立や、情報器機の使用の<u>ルールを子どもとともに考える</u>など、家庭におけるルールづくりに努める。<u>また、保護者自身もインターネットの適正利用に関わる知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。</u> <p>(3) 関係機関・関係団体との連携(P.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>市町村、県、民間機関が連携・協働して妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的支援を行う体制の構築。</u>

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
<p>国の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 「不登校重大事態に係る調査の指針」 	<p>5 重大事態への対応 (P. 12)</p> <p><u>いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。</u></p> <p>(1) 学校の対応 (P. 12)</p> <p><u>学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』(長野県教育委員会 平成 24 年 1 月)等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備しておきます。</u></p> <p>(2) 学校の設置者又は学校の対応</p> <p>ウ 調査結果の提供及び報告</p> <p>(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供 (P. 14)</p> <p>(イ) 調査結果の報告 (P. 14)</p> <p>学校の設置者又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。</p>	<p>5 重大事態への対応 (P. 13)</p> <p><u>いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」</u>「<u>不登校重大事態に係る調査の指針(平成 28 年 3 月文部科学省)</u>」に基づき、適切に対応することが必要である。</p> <p>(1) 学校の対応 (P. 13)</p> <p><u>学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。</u></p> <p>(2) 学校の設置者又は学校の対応</p> <p>ウ 調査方針及び結果の提供及び報告</p> <p>(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供 (P. 14)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明。 <ol style="list-style-type: none"> ① 調査の目的・目標 ② 調査主体(組織の構成、人選) ③ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告) ④ 調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲) ⑤ 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順) ⑥ 調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等) <p>(イ) 調査結果の報告 (P. 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の設置者及び学校は、<u>各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う。</u> 学校の設置者又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。 調査により把握した情報の記録は、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するも
<p>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧の説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保 調査結果の報告に際して注意点を明記 調査記録の保存期間を明記 		

いじめ問題対策連絡協議会（平成 29 年 7 月 13 日開催）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
<p>・ 調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記</p> <p>・ 再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準を示す</p>	<p>エ 調査結果を踏まえた措置 (P. 14)</p> <p>学校の設置者は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。</p> <p>(3) 地方公共団体の長等による対応 (P. 15)</p> <p>(2)ウ(イ)「調査結果の報告」を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。</p> <p>ア 再調査</p> <p>・再調査にあたっては、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。</u></p>	<p>のとするが、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。</p> <p>エ 調査結果を踏まえた措置 (P. 15)</p> <p>・<u>学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。</u></p> <p>・学校の設置者は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。</p> <p>・<u>学校の設置者は、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。</u></p> <p>(3) 地方公共団体の長等による対応 (P. 15)</p> <p>(2)ウ(イ)「調査結果の報告」を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）<u>することを検討する。</u></p> <p>① <u>調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合</u></p> <p>② <u>事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合</u></p> <p>③ <u>学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合</u></p> <p>④ <u>調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合</u></p> <p>ア 再調査</p> <p>・再調査にあたっては、<u>学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。</u></p>

パブリックコメント（平成 29 年 8 月 8 日～9 月 6 日実施）等より	「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月策定)	
	現 行	改定案
・より具体的な記述に	<p>一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向</p> <p>1 いじめ防止等の対策の目指す方向 (P. 2)</p> <p>(3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、<u>いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。</u></p>	<p>一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向</p> <p>1 いじめ防止等の対策の目指す方向 (P. 2)</p> <p>(3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、<u>いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応に努める。</u></p>
<p>国の改定</p> <p>・学校評価において、取組状況を評価項目に位置付けることを規定（再掲）</p> <p>・いじめは、どこでも、どの教室でも起きうるものと認識した上で、評価が実施されるべき</p>	<p>二 いじめの防止等のための対策</p> <p>3 学校の取組</p> <p>(7) その他</p> <p>イ 学校評価や教員評価の取扱い (P. 11)</p> <p>・<u>学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。</u>（再掲）</p>	<p>二 いじめの防止等のための対策</p> <p>3 学校の取組</p> <p>(7) その他</p> <p>イ 学校評価や教員評価の取扱い (P. 11)</p> <p>・<u>学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。各学校は評価結果を踏まえ、PDCA サイクルで取組の改善を図る。</u>（再掲）</p> <p>・<u>学校評価および教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の取組等</u>を評価するよう留意する。</p>
<p>・「いじめ等学校問題支援チーム」に関する記述がない。</p> <p>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（再掲）</p> <p>・これまでの長野県の取組を踏まえた改定を行う必要がある</p>	<p>5 重大事態への対応</p> <p>(2) 学校の設置者又は学校の対応</p> <p>イ 重大事態の調査</p> <p>(イ) 調査組織 (P. 13)</p> <p>(3) 地方公共団体の長等による対応 (P. 15)</p> <p>ア 再調査</p> <p>・再調査にあたっては、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。</u>（再掲）</p>	<p>5 重大事態への対応</p> <p>(2) 学校の設置者又は学校の対応</p> <p>イ 重大事態の調査</p> <p>(イ) 調査組織 (P. 13)</p> <p>・<u>専門的知識及び経験を有する者の候補者については、必要に応じて「学校支援チーム」の委員から適宜紹介する。</u></p> <p>(3) 地方公共団体の長等による対応 (P. 15)</p> <p>ア 再調査</p> <p>・再調査にあたっては、<u>学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。</u>（再掲）</p> <p>・<u>県知事が再調査を行う場合、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に基づいて設置される「長野県子ども支援委員会」が対応することも想定される。</u></p>